

## 格付付与方針等

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

1. 信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じた信用状態に関する評価の前提となる事項並びに信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準については、「格付及びその他の形態の意見に関する定義」に定めるものとする。

2. 事実の正確性又は非公開情報の有無につき格付関係者による確認を可能とするために、合理的に実現可能かつ適切である限り、当社は、信用格付の付与又は変更の公表に先立って、原則として当該格付アクションの決定後速やかにその内容及び根拠を、必要に応じて格付アクション・コメントリーの案文を付して、格付関係者に対して事前に通知するものとする。かかる通知を行った後 24 時間（通知が通知先の営業時間後に行われた場合には、その翌営業日の営業時間開始後、24 時間）以内に格付関係者から回答がない場合であって、かつ、回答受領のために追加的な時間を要することによって、格付アクション・コメントリーの適時公表に支障が及ぶおそれがあるとき、当社は信用格付の公表を行うことができる。また、当該信用格付の格付関係者が既に存在しない場合等やむを得ない事情がある場合、当社は、格付関係者に準じる者に当該事前通知を行うよう努めるものとする。当社は格付関係者によってなされるあらゆるコメントについて十分に評価を行うが、事実関係の誤りについての訂正又は非公開情報への言及の削除を除き、格付関係者は提供されたコメントリーの文章や編集上の変更について一切の提案を行うことはできないものとする。

3. 当社は格付アクション・コメントリーを、適時に、また当社が編集上最も適切と考える形式及び内容で公表する権利を常に有する。当社は、信用格付決定後遅くとも翌営業日までに、格付アクション・コメントリーを公表するように努める。

4. 以下の例外を除き、格付関係者から信用格付見直しの依頼があり、かつ、当該信用格付に関係すると当社が判断する新たな又は追加的な情報が格付関係者から適時に提供された場合、当社は当該信用格付の見直しを行うものとする。異例の取引事象若しくはパフォーマンスにより信用格付見直しを要する場合など一定の状況が存在する場合、又は、不正、市場操作、格付アクションの選択的開示若しくはその他不適切な行為が明らかになった場合には、当社は格付関係者にかかる見直しの機会を与えることなく格付アクションを行い公表する権利を留保するものとする。

5. 当該信用格付が当社又は格付関係者からの依頼のいずれによって開始されたかに関わらず、当社は同一の格付付与方針等及び格付委員会の手続に従うものとする。上述のいずれの場合も、当該信用格付には、格付関係者が格付プロセスに関与しないことを選択することがありうるが、当社は、格付関係者の関与の状況に関わらず、当社所定の格付プロセスに基づき、当該格付関係者又は案件への信用格付を行うために十分な情報を有していると判断した場合に、信用格付を付与又は維持するものとする。